

1 眼の障害		
(1)	両目が失明したとき。	100%
(2)	1 眼が失明したとき。	60%
(3)	1 眼の矯正視力が 0.6 以下となったとき。	5%
(4)	1 眼の視野狭窄(正常視野の角度の合計の 60%以下となった場合をいう)となったとき。	5%
2 耳の障害		
(1)	両耳の聴力を全く失ったとき。	80%
(2)	1 耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(3)	1 耳の聴力が 50cm 以上では通常の話声を解せないとき。	5%
3 鼻の障害		
(1)	鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 そしゃく、言語の障害		
(1)	そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100%
(2)	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(3)	そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%
(4)	歯に 5 本以上の欠損を生じたとき。	5%
5 外貌(顔面、頭部・頸部をいう)の醜状		
(1)	外貌に著しい醜状を残すとき。	15%
(2)	外貌に醜状(顔面においては直径 2cm の癬痕、長さ 3cm の線状痕程度をいう)を残すとき。	3%
6 脊柱の障害		
(1)	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2)	脊柱に運動障害を残すとき。	30%
(3)	脊柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害		
(1)	1 腕又は 1 脚を失ったとき。	60%
(2)	1 腕又は 1 脚の 3 大関節の 2 関節又は 3 関節の機能を全く廃したとき。	50%
(3)	1 腕又は 1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃したとき。	35%
(4)	1 腕又は 1 脚の機能に障害を残すとき。	5%
8 手指の障害		
(1)	1 手の母指と指関節(指節間関節)以上で失ったとき。	20%
(2)	1 手の母指の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(3)	母指以外の 1 指を第 2 指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき。	8%
(4)	母指以外の 1 指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
9 足指の障害		
(1)	1 足の第 1 足指と 趾関節(指節間関節)以上で失ったとき。	10%
(2)	1 足の第 1 足指の機能に著しい障害を残すとき。	8%
(3)	第 1 足指以外の 1 足指を第 2 趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき。	5%
(4)	第 1 足指以外の 1 足指の機能に著しい障害を残すとき。	3%
10 その他身体の著しい障害により終身自由を弁償することができないとき。		100%

※ 注:第 7 号、第 8 号及び第 9 号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます